



インドネシア火力発電所向ボイラー案件に関する米国司法省との合意について

当社は、2014年3月19日(米国東部時間)、下記のとおり、インドネシアタラハン火力発電所向ボイラー案件に関し、米国司法省との間で司法取引に合意いたしましたので、お知らせいたします。

記

当社は、インドネシア共和国スマトラ島ランプン近郊のタラハン地区における、インドネシア国有電力会社(PT. PLN(Persero)、以下「PLN」)向け火力発電所向ボイラー案件においてフランス企業の米国子会社及びインドネシア子会社とコンソーシアムを組成し、2004年7月に案件を受注しました。本案件は2007年に完工しております。

本件の受注に関し、米国司法省は、コンソーシアムが起用した代理店がインドネシアの公務員に対して不正な支払いを行った疑いがあるとして、米国連邦海外腐敗行為防止法(FCPA)違反の疑いで当社及びコンソーシアムパートナーその他関係者に対する調査を行いました。当社は、この度米国司法省と司法取引契約を締結し、米国司法省に対して88百万ドル(約91億円)を支払うことと致しました。裁判所による判決は5月15日の予定です。

なお、当社は、ナイジェリア LNG プロジェクトに関して、FCPA 違反の嫌疑により、2012 年 1 月に米国司法省と起訴猶予契約を締結し、独立コンプライアンスコンサルタントを起用のうえ、コンプライアンス体制の見直しと改善を進めてまいりました。その結果、改善状況について当社が提出した報告について、米国司法省は、当社が当該契約において要求されている水準に十分に見合う反贈収賄コンプライアンス体制を構築しているとして、本年 1 月、全ての手続を終了致しました。

本件タラハン火力発電所プロジェクトは上記 2012 年 1 月の起訴猶予契約を締結する以前の過去の事案です。当社は、反贈収賄コンプライアンス体制強化に努めた結果、現在は強固かつ効果的な体制を備えていると考えております。今回の司法取引によって、更にコンプライアンスコンサルタントを起用することは要求されておりませんが、当社は、このような事態に至ったことを真摯に受け止め、今後も引続き反贈収賄コンプライアンス体制の徹底と向上を図ってまいります。

なお、2014年3月期連結業績予想(親会社の所有者に帰属する当期利益2,100億円)に変 更はございません。